

群馬大学生体調節研究所附属代謝シグナル研究展開センター規程

平成19. 4. 1制定
改正 平成23.10. 4 平成26. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学生体調節研究所規程第4条第2項の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所附属代謝シグナル研究展開センター（以下「展開センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 展開センターは、ポストゲノム研究の重要な柱である代謝シグナル研究を推進するとともに、基盤技術開発を通じて新技術の医療応用を図ることを目的とする。

(研究分野)

第3条 展開センターに、次の研究分野を置く。

- (1) 代謝シグナル解析
- (2) トランスレーショナルリサーチ

(業 務)

第4条 展開センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 分子プローブ設計及び代謝疾患動物モデルの開発及び提供に関すること。
- (2) 生活習慣病の病態解析又は治療戦略に応用するトランスレーショナルリサーチの展開に関すること。
- (3) その他展開センターの運営に関すること。

(職 員)

第5条 展開センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 展開センター長
- (2) 展開センターの教員
- (3) その他必要な職員

2 展開センター長及び展開センターの教員の選考は、教授会の議を経て、所長が行う。

(展開センター長)

第6条 展開センター長は、生体調節研究所の主担当を命ぜられた教授をもって充てる。

2 展開センター長は、展開センターの業務を掌理する。

3 展開センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の展開センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第7条 展開センターの事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、展開センターの運営に関して必要な事項は、展開センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成23年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。